

届出書様式に関する用語等の説明資料

※1 『主たる業種』欄には、下記の産業分類表を参考にアルファベット（番号）及び名称を選んで記載していただきますようお願いいたします。（記入例）

主たる業種	E 製造業 - 9 食料品製造業
-------	------------------

【産業分類表】 HPから様式をダウンロードするとプルダウンで選択が可能です。 かなテラス 条例届出 で検索

大分類	中分類	大分類	中分類
A 農業, 林業	1 農業 2 林業	I 卸売業, 小売業	50各種商品卸売業 51繊維・衣服等卸売業 52飲食料品卸売業 53建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 54機械器具卸売業 55その他の卸売業 56各種商品小売業 57織物・衣服・身の回り品小売業 58飲食料品小売業 59機械器具小売業 60その他の小売業 61無店舗小売業
B 漁業	3 漁業 (水産養殖業を除く) 4 水産養殖業	J 金融業, 保険業	62銀行業 63協同組織金融業 64貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 65金融商品取引業, 商品先物取引業 66補助的金融業等 67保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	5 鉱業, 採石業, 砂利採取業	K 不動産業, 物品賃貸業	68不動産取引業 69不動産賃貸業・管理業 70物品賃貸業
D 建設業	6 総合工事業 7 職別工事業 (設備工事業を除く) 8 設備工事業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	71学術・開発研究機関 72専門サービス業 (他に分類されないもの) 73広告業 74技術サービス業 (他に分類されないもの)
E 製造業	9 食料品製造業 10飲料・たばこ・飼料製造業 11繊維工業 12木材・木製品製造業 (家具を除く) 13家具・装備品製造業 14パルプ・紙・紙加工品製造業 15印刷・同関連業 16化学工業 17石油製品・石炭製品製造業 18プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19ゴム製品製造業 20なめし革・同製品・毛皮製造業 21窯業・土石製品製造業 22鉄鋼業 23非鉄金属製造業 24金属製品製造業 25はん用機械器具製造業 26生産用機械器具製造業 27業務用機械器具製造業 28電子部品・デバイス・電子回路製造業 29電気機械器具製造業 30情報通信機械器具製造業 31輸送用機械器具製造業 32その他の製造業	M 宿泊業, 飲食サービス業	75宿泊業 76飲食店 77持ち帰り・配達飲食サービス業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33電気業 34ガス業 35熱供給業 36水道業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業 79その他の生活関連サービス業 80娯楽業
G 情報通信業	37通信業 38放送業 39情報サービス業 40インターネット附随サービス業 41映像・音声・文字情報制作業	O 教育, 学習支援業	81学校教育 82その他の教育, 学習支援業
H 運輸業, 郵便業	42鉄道業 43道路旅客運送業 44道路貨物運送業 45水運業 46航空運輸業 47倉庫業 48運輸に附随するサービス業 49郵便業 (信書便事業を含む)	P 医療, 福祉	83医療業 84保健衛生 85社会保険・社会福祉・介護事業
		Q 複合サービス事業	86郵便局 87協同組合 (他に分類されないもの)
		R サービス業 (他に分類されないもの)	88廃棄物処理業 89自動車整備業 90機械等修理業 (別掲を除く) 91職業紹介・労働者派遣業 92その他の事業サービス業 93政治・経済・文化団体 94宗教 95その他のサービス業 96外国公務
		S その他	99(具体的に記入)

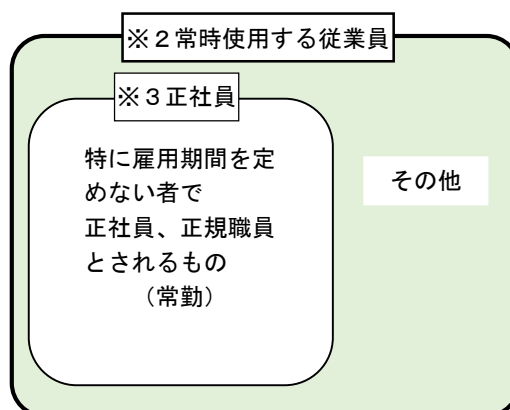
※2 「常時使用する従業員」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、派遣社員は含めないでください。

- (1) 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - (2) 臨時又は日雇い従業員で、今年8月と9月の各月にそれぞれ18日以上雇われたもの
派遣会社等他社から派遣されている者は、常時使用する従業員に含めません。
- なお、事業所から他社に派遣している従業員は含まれます(派遣元でカウントします)。

※3 「正社員」とは、常時使用する従業員のうち、特に雇用期間を定めない者で正社員又は正規職員とされるものをいいます。ただし、親会社等からの転籍出向者は含めますが、在籍出向者は含めません。

例えば、当該事業所が行政機関へ提出する報告書等の業務従事者名簿に

「常勤」と表示している職員は、正社員として記載し、「非常勤」と表示している職員は正社員に入れる必要はありません。



※4 「管理職等」欄は、次を参考にしてください。

「部長相当職」及び「課長相当職」とは、管理職に該当する者（専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者）をいいます。

「係長相当職」とは、管理職に準ずる職にある者に該当するものをいいます。

なお、部長、課長等の役職名を採用していない場合や次長職等管理職（等）の種類欄にない管理職については、実状に応じてどの役職に該当するか適宜判断してください。

< その他、よくある質問 >

Q1 届出事項の「職務区分別の数」欄に関して、どれにも当てはまらない職務がある場合は、記載しなくてよいのか。

A1 職務区分の記載については、当該職務の様々な部分に着目していただき、「職務区分別の数」欄のいずれかに、常時使用する従業員（または正社員）全員について記載願います。

Q2 「職務区分別の数」欄の合計人数が、事業所に勤務する常時使用する従業員数や正社員数と一致しない。

A2 「職務区分別の数」欄に記載が漏れている従業員（正社員）がいる可能性があります。Q1をご覧いただき、常時使用する従業員（正社員）全員分をいずれかの職務区分に記入し、一致するようにしてください。

Q3 「教育訓練の実施状況」であるが、本社がまとめて研修を計画・実施し、事業所から参加している場合は、事業所としては実施していないことになるのか。

A3 実施していることとし、事業所の参加の状況について記入してください。